平成２５年（フ）第１９７号
福井市高木中央２丁目2905番地
破産者　亡重尾良廣相続財産
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１５号
名古屋市中川区豊成町１番５―1325号豊成団地、従前の住所愛知県田原市加治町向嶋62番地
破産者　鈴木　　誠
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７０号
沖縄県那覇市銘苅２丁目６番10号　ベルフォーレｉｅｋｏｓＡ―101、商業登記簿上の住所沖縄県石垣市字真栄里324番地の11
破産者　有限会社ＮＰ開発
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５４８号
神奈川県平塚市高浜台21番６号
破産者　株式会社石田電業社
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４０５号
岐阜県羽島市足近町２丁目360番地
破産者　太洋乳業協同組合
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１６９号
静岡県沼津市志下430番地の２
破産者　株式会社サ印水産
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４７号
三重県伊勢市吹上２丁目２番34号
破産者　株式会社海洋
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
三重県伊勢市浦口４丁目３番18号、開始決定時の住所三重県伊勢市吹上２丁目２番34号
破産者　小山　裕人
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
最後の住所島根県邑智郡川本町大字川本630番地
破産者　被相続人亡鈩武相続財産
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第３９７号
鹿児島県鹿児島市永吉１丁目９番19号
破産者　有限会社川路アルミ建材
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４０号
山口市中央１丁目５番13号
破産者　有限会社ちとせビル
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２４号
茨城県鹿嶋市大字林1048番地25
破産者　田山　瑞孝
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１５０３号
埼玉県和光市白子２丁目15番１―302号　メゾン和光台
破産者　加藤　　昭
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９６号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷971番地46
破産者　影山　一三
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４３号
川崎市多摩区菅６丁目７番14―201号、前住所川崎市多摩区菅６丁目４番12―603号
破産者　三上　公和
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
福井市経田２丁目810番地
破産者　谷川　光秀
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６５号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　県営包里住宅３棟503号
破産者　大塚　一郎
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０５号
神戸市北区鈴蘭台西町３丁目５番３―201号、従前の住所神戸市北区京地３丁目22番地の28
破産者　細川　和宏
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部